

発注者支援業務・公物管理補助業務 等の方針について

抜粋版

1. 「民間競争入札」(市場化テスト)の終了について

○平成23年度より令和3年度まで、以下に示す業務においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)に基づく民間競争入札」(市場化テスト)により実施してきた。

<発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務
積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務
- ・公物管理補助業務
河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務
- ・発注者支援業務等
用地補償総合技術業務

○平成23年度～令和2年度の実施結果に基づき、導入結果について「サービスの質の確保」「実施経費」及び「競争性等」の観点から令和3年度に事業全体の評価を実施。

【1】令和4年度発注者支援業務等の方針

〈評価結果〉

※本ページは、令和3年6月22日総務省行政管理局公共サービス改革推進室
「民間競争入札実施事業「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の評価について(案)」より作成

「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(H26.3官民競争入札等監理委員会決定) II. 1. (2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって**市場化テストを終了する**こととする。

(参考)評価結果の根拠のポイント

※全般的に「技術者不足(確保が困難)」が課題

- 「サービスの質の確保」
⇒ 平均総合評定点は従前とほぼ同等の結果【目標達成】。
- 「実施経費(コスト削減)」
⇒ 平均落札率は、従前と変化見られず【大きな改善とは言えず】。
- 「競争性」
⇒ 1者応札の割合は、**年々増加傾向【課題】**。

2. 令和4年度から変更される主な事項＜実施要項＞

令和4年度

◆ 入札参加資格要件における変更

※市場化テスト終了に伴うもの

※本資料 p17、p21～22

- 「公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと」という要件削除。

【公共サービス改革法10条(欠格事由)】

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

【2】令和4年度発注者支援業務等のポイント

4. 競争参加資格申請書等に関するヒアリングについて

令和3年度

令和3年1月7日付け本省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」に基づき、原則ヒアリングは行わないものとする。

5. 暴力団排除に関する規定の運用要領について

令和4年度

「競争の導入による公共サービスの導入に関する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領」が平成24年7月12日付で改定された。落札者の有無について「応札参加者全て」から「落札予定者1者」について、警察への照会が必要となった。従って、4月1日より履行が必要となる場合は、開札を「2月中旬」とする。

※警察庁に照会しては、概ね必要とする。

- **落札決定前の暴力団関係者の有無についての警察庁への照会が必要なくなる。**

1) 参加資格要件

令和4年度

(ア) 単体の場合

- ~~① 公共サービス改革法第15条において削除する公共サービス改革法10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと、別途誓約書等の提出が必要となる。~~
- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ③ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

※用地関係業務は、入札説明書による。